

一般社団法人電器販売店従業員退職金共済会 共済規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人電器販売店従業員退職金共済会（以下「本会」という。）の実施する退職金共済の内容及びその業務の方法等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 「退職」とは、従業員について、事業主との雇用関係が終了することをいう。
- (2) 「退職金共済契約」（以下「共済契約」という。）とは、事業主が掛金を負担し、本会がその事業主の雇用する従業員の退職について、この規程の定めるところにより退職金又は死亡退職金を支給することを約する契約をいう。
- (3) 「共済契約者」とは、共済契約の当事者である事業主をいう。
- (4) 「被共済者」とは、共済契約により本会がその者の退職について、退職金又はその者の遺族に死亡退職金を支給すべき者をいう。

第2章 契約の成立等

(契約の締結)

第3条 家庭電器器具販売業を営む事業主は、共済契約を締結することができる。

2 共済契約の申込者及び共済契約者は、次の各号に掲げる者を除き、すべての従業員について共済契約を締結しなければならない。

- (1) 期間を定めて雇用される者
- (2) 試みの雇用期間中の者
- (3) 季節的業務に雇用される者
- (4) 常時勤務に服することを要しない者
- (5) 所定労働時間の特に短い者
- (6) 休職期間中の者又はこれに準ずる者
- (7) 被共済者が偽りその他不正行為により退職金又は解約手当金の支給を受け又は受けようとしたことにより共済契約を解除され、その解除の日から3年を経過していない者
- (8) 現にこの制度の被共済者である者
- (9) 現に他の特定退職金共済団体の被共済者

である者

- (10) 共済契約者である個人又はこれと生計を一にする親族
 - (11) 共済契約者である法人の役員（使用人兼務役員を除く。）
 - (12) 被共済者になることに反対する意思を表明した者
- 3 共済契約の申込者及び共済契約者並びに本会は、前項第7号から第12号までに掲げる者については共済契約を締結してはならない。
- 4 本会は、次の各号に掲げる場合を除いては、共済契約の締結を拒絶してはならない。
- (1) 共済契約の申込者が、第22条の規定により共済契約を解除され、その解除の日から1年を経過しない者であるとき。
 - (2) 当該申込みに係る被共済者が第22条の規定により解除された共済契約の被共済者であって、その解除の日から1年を経過しないものであるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、共済契約の締結を拒絶するに足る正当な理由があるとき。

(掛金)

第4条 共済契約は、被共済者ごとに掛金月額を定めて締結するものとする。

- 2 前項の掛金は、共済契約者である事業主が全額を負担しなければならない。
- 3 掛金月額は、被共済者一人につき1,000円を1口とし、30口までで選択加入できるものとする。
- 4 共済契約に基づき掛金として払い込まれた金額（その運用によって得られた果実を含む。）は、共済契約者には返還しない。

(差別的取扱いの禁止)

第5条 本会は、共済契約に関し、共済契約者に対して不当な差別的取扱いをしてはならない。

- 2 共済契約者は、共済契約に関し、被共済者に対して不当な差別的取扱いをしてはならない。

(契約の申込み)

第6条 共済契約の申込みは、被共済者となるべき者の意思に反して行ってはならず、かつ、被共済者の氏名を明らかにし、共済契約申込書により掛

金月額に相当する額の申込金を添えて行わなければならない。

- 2 申込金は、共済契約が効力を生じた日の属する月の掛金に充当する。

(契約の成立)

第7条 共済契約は、本会がその申込みを承諾した日の属する月の翌月1日に成立するものとし、その日から効力を生ずる。

- 2 本会は、共済契約が成立したときは、遅滞なく共済契約者に被共済者ごとにその氏名、加入年月日及び掛金月額を記載した被共済者名簿を交付するものとする。
- 3 共済契約者から新たに従業員を被共済者とするものの申込みに対し承諾したときは、遅滞なく、当該新規被共済者の氏名、加入年月日及び掛金月額を追加記入した被共済者名簿を交付するものとする。
- 4 共済契約の申込みの承諾の通知は、第2項及び前項の被共済者名簿の交付をもって行うものとする。
- 5 前項の定めにかかわらず、希望する共済契約者については理事会が別に定めるところにより、前項の手続きを電磁的方法により、行うことができるものとする。
- 6 共済契約が成立したときは、共済契約者は、遅滞なく、その旨を被共済者に通知しなければならない。

(事業会費)

第8条 共済契約者は、本事業の管理事務費に充てるため、事業会費として掛金1口当月額25円を同時に納入するものとする。(ただし、当事業会費は第4条第3項の掛金月額に含まれ、当事業会費のうち理事会の決議により別に定める額を、共済掛金に繰り入れることができるものとする。)

第3章 掛金の納付

(掛金の納付)

第9条 共済契約者は、共済契約が効力を生じた日の属する月から被共済者が退職した日又は共済契約を解除された日の属する月までの各月について、

毎月分の掛金を当該月の前月末日までに、本会に納付しなければならない。

- 2 毎月分の掛金は、分割して納付することができない。

(割増金)

第10条 本会は、納付期限後に掛金を納付する共済契約者に対して、割増金を納付させることができる。

- 2 割増金の額は、掛金の額につき年10.95%の割合とし、納付期限の翌日から納付の日の前日までの日数によって計算した額とする。

(納付期限の延長)

第11条 共済契約者は、天災その他やむを得ない事由により掛金を納付期限までに納付することができないときは、本会の承認を得て、当該各月について、納付期限を延長することができる。

- 2 共済契約者は、前項の規定による納付期限延長の承認を得ようとするときは、本会に対し、掛金納付期限延長申請書を提出しなければならない。
- 3 本会は、前項の申請を承認したときは、その旨を掛金納付延長承認通知書により共済契約者に通知するものとする。
- 4 共済契約者は、前項の承認通知を受けたときは遅滞なく、その旨を被共済者に通知しなければならない。

(掛金の中断及び復活)

第12条 休職又は欠勤により被共済者の勤務した日数がその月の所定労働日数の2分の1に満たなかった場合には、翌月の掛金から共済契約者は、本会の承認を得て、承認した期間について当該被共済者に係る掛金を納付しないことができる。

- 2 共済契約者は、前項の規定により掛金を納付しないことにつき承認を受けようとするときは、本会に対し、掛金中断申請書を提出しなければならない。
- 3 本会は、前項の申請を承認したときは、掛金中断承認通知書により、共済契約者に通知するものとする。
- 4 共済契約者は、前項の承認通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を当該被共済者に通知しなければ

ばならない。

- 5 掛金の中断は、本会の承認により将来に向かって効力を有するものとする。
- 6 共済契約者は、第1項の中断事由が消滅したときは、遅滞なく、掛金復活届を提出しなければならない。この場合の当該被共済者に係る掛金の納付は中断事由の消滅した日の属する月以後、本会の承認した月からとする。

(掛金月額の変更)

- 第13条 本会は、共済契約者から掛金月額の増額の申込みがあったときは、第4条第3項に定める範囲内でこれを承諾するものとする。ただし、増額の申込みは、当該被共済者に係る当初の掛金納付月数が12月以上の場合に限るものとする。
- 2 本会は、共済契約者から掛金月額の減額の申込みがあったときは、被共済者の同意を得たとき、又は共済契約者が掛金の納入を継続することが著しく困難であると認めたとときに限り承諾するものとする。
- 3 共済契約者は、掛金月額を変更しようとするときは、掛金月額変更申請書に必要な書類を添えて、これを本会に提出しなければならない。
- 4 前項の申請書に添付する書類は、掛金を減額する場合にあっては被共済者が同意したことを証する書類又は掛金の納付を継続することが著しく困難である事情を明らかにした書類とする。
- 5 本会は、掛金月額の変更の申込みを承諾したときは、掛金月額変更承認通知書により、共済契約者に通知するものとする。
- 6 共済契約者は、前項の承認通知があったときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知しなければならない。

第4章 退職金等の支給

(退職金等の支給)

- 第14条 本会は、被共済者が退職（死亡による退職を除く）したときは、その者に退職金を支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、掛金納付期間が11月以下の者については、退職金を支給しない。ただし、掛金月額が共済契約締結時の掛金月額を超え

る部分は、この限りではない。

- 3 退職金の額は、次の各号により計算して得た金額の合算額とする。
 - (1) 共済契約締結時の掛金月額以下の掛金月額について、その掛金1口ごとに掛金の納付があった期間に応じ別表1に定める金額
 - (2) 共済契約締結時の掛金月額を超える掛金月額について、その掛金1口ごとに掛金の納付があった期間に応じ別表2に定める金額

(死亡退職金の支給)

- 第15条 本会は、被共済者が死亡により退職したときは、その遺族に死亡退職金を支給する。
- 2 死亡退職金の額は、次の各号により計算して得た金額の合算額とする。
 - (1) 前条に定める退職金の額
 - (2) 死亡時の掛金月額に40を乗じて得た金額

(遺族の範囲及び順位)

- 第16条 前条の規定により死亡退職金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 配偶者（届出をしていないが、被共済者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、被共済者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前号に掲げる者のほか、被共済者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当していないもの
- 2 死亡退職金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位による。また、同項第2号又は第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。
- 3 前項の規定により死亡退職金の支給を受けるべき遺族に同順位者が2人以上あるときは、死亡退職金は、そのうちの1名を代表受取人とし支給する。ただし、特別の事情があると本会が認めた場

合は、同順位者の人数により等分して支給する。

(年金の支給)

第17条 本会は、被共済者が10年以上にわたり加入し、かつ満60才以上で退職したときは、その者に対して本人の申し出により、退職金に代え10年を支給期間とした年金を支給する。ただし、年金の支給は、年金月額が10,000円以上の場合に限るものとする。

2 年金月額は、第14条および第15条に定める退職金相当額を年金現価率(114.27035)で除した額とする。

3 年金の支払日は毎年6月および12月の各1日とし、各支払日に前月までの分をまとめて支払う。

4 年金の支給期間中に年金受取人が死亡したときは、未支払の年金をその遺族に継続して支払う。

5 第16条の規定は、年金受取人の遺族について準用する。

(年金の一時払い)

第18条 本会は、年金の支給期間中に、年金受取人またはその遺族から申し出があったときは、残余期間の年金に代えて未支払年金の年金現価相当額を一時金で支給する。

(死亡退職金の不支給)

第19条 故意の犯罪行為により被共済者を死亡させた者は、前条の規定にかかわらず死亡退職金を受けることができない。

被共済者の死亡前にその者の死亡によって、死亡退職金を受けべき者を、故意の犯罪行為によって死亡させた者についても同様とする。

(退職金等の減額)

第20条 本会は、被共済者の責に帰すべき次の各号の一に該当する事由により被共済者が退職した場合であって、共済契約者の申出があったときは、当該申出に基づき退職金、死亡退職金又は年金(以下「退職金等」という。)の額を減額し、又は支給しないことができる。

- (1) 窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、当該企業に重大な損害を与え、その名誉若しくは信用を著しくき損し、又は

職場規律を著しく乱したこと

- (2) 秘密の漏えいその他の行為により、職務上の義務に著しく違反したこと

- (3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により職務規律を乱し、又は雇用契約に関し著しく信義に反する行為があったこと

2 本会は、前項の規定による減額又は不支給の申出が被共済者にとって過酷であると認めるときは、支給を変更することができる。

3 共済契約者は、第1項の申出をするときは、次に掲げる事項を記載した退職金減額(不支給)申出書を本会に提出しなければならない。

- (1) 共済契約者の氏名又は名称及び住所又は所在地

- (2) 当該減額に係る被共済者の氏名

- (3) 減額又は不支給の理由となる退職理由

- (4) 減額の申出にあっては、減額すべき額

4 本会は、第1項又は第2項の規定により退職金等の減額若しくは不支給の決定をしたときは、その旨を共済契約者に通知するものとする。

5 前項の通知を受けた共済契約者は、その旨を、遅滞なく、被共済者に通知しなければならない。

(退職金等の支給手続等)

第21条 共済契約者は、被共済者が退職したときは、遅滞なく被共済者退職届により、その旨を届け出なければならない。

2 退職金等を請求しようとする者は、退職金請求書を共済契約者を經由して本会に提出しなければならない。

3 退職金等を請求しようとする者が被共済者の遺族であるときは、前項の退職金請求書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 死亡診断書その他被共済者の死亡を証する書類

- (2) 退職金等の請求人が被共済者の遺族であること及びその者の退職金等を受けべき順位を証する戸籍謄本

- (3) 退職金等の請求人が第16条第1項第1号のカッコ書きに該当する者であるときは、その事実を示す書類

- (4) 退職金等の請求人が第16条第1項第2号の又は第3号に該当する者であるときは、被

共済者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを示す書類

(5) 請求人の印鑑証明書等本人確認書類

- 4 退職金等の支給を受けるべき遺族に同順位者が2人以上あるときにおける退職金等の請求は、退職金等の受領に関し一切の権限を有する代理人1人を定め、その者が請求しなければならない。この場合において、代理人は、その権限を証する書類を第2項の請求書に添付しなければならない。
- 5 本会は、退職金等の請求があったときは、請求人が退職金請求書に指定した方法により、遅滞なく退職金等を支給するものとする。
- 6 本会は、退職金等を支給する場合には、支給額支給日及び支給方法を明記した給付金支給通知書を請求人に送付するものとする。
- 7 本会は、第20条第1項の規定により退職金等の額を減額したときは、前項の給付金支給通知書にその内容を記載するものとする。

第5章 契約の解除等 (契約の解除)

第22条 本会は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除するものとする。

- (1) 共済契約者が、正当な事由なく3カ月分以上掛金の納付を怠ったとき
 - (2) 被共済者が第3条第2項第10号又は第11号に該当する者となったとき
 - (3) 共済契約者が、本会の事業を妨げ又は妨げようとする行為のあったとき
 - (4) 共済契約者が家庭電気器具販売業を営む者でなくなったとき
 - (5) 共済契約者の故意または重大な過失により被共済者が、偽りその他の不正の行為によって退職金又は解約手当金の支給を受け、又は受けようとしたとき
- 2 共済契約者は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除することができる。
- (1) 被共済者の全員の同意を得たとき
 - (2) 掛金の納入を継続することが著しく困難であると本会が認めたとき
- 3 共済契約の解除は、将来に向ってのみ効力を生ずる。

- 4 本会又は共済契約者は、第1項又は第2項に規定する場合を除き、共済契約を解除することができない。

(契約解除の手續)

第23条 本会は、共済契約を解除するときは、解除理由を記載した共済契約解除通知書によりその旨を共済契約者に通知するものとする。

- 2 共済契約者は、前条第2項第1号により共済契約を解除しようとするときは、共済契約解除申請書に被共済者の同意のあったことを証する書類を添えて提出し、本会の承認を得なければならない。
- 3 共済契約者は、前条第2項第2号により共済契約を解除しようとするときは、共済契約解除申請書に同号に掲げる事情があることを示す書類を添えて提出し、本会の承認を得なければならない。
- 4 本会は、契約解除の申請が前条第2項各号にそれぞれ該当すると認められたときは、遅滞なく、共済契約解除通知書によってその旨を共済契約者に通知するものとする。
- 5 共済契約者は、共済契約が解除されたときは、遅滞なく、その旨を被共済者に通知しなければならない。

(解約手当金)

第24条 共済契約が解除されたときは、本会は、被共済者に解約手当金を支給する。

- 2 第22条第1項第5号の規定によって共済契約が解除されたときは、前項の規定にかかわらず、解約手当金は支給しない。ただし、特別の事情があると本会が認めた場合は、この限りではない。
- 3 第14条第2項の規定は、解約手当金について準用する。
- 4 解約手当金の額は、第14条第3項に規定する退職金の額と同額とする。
- 5 本会は、第2項ただし書の規定により解約手当金を支給する場合は、その額を減額することができる。
- 6 本会は、前項の規定により解約手当金を支給する場合は、その特別の事情及び減額すべき金額について退職金共済審査会の審査を経なければならない。

(掛金納付月数の通算)

第25条 被共済者が退職した後2年以内に、退職金を請求しないで再び家庭電気器具販売業に雇用されて被共済者となり、かつ、その者の申出があった場合において、退職前に締結されていた退職金共済契約に係る掛金納付月数が24月以上であるとき、又は当該掛金納付月数が24月末満であり、かつその退職が当該被共済者の責に帰すべき事由若しくは、その都合(次の各号より退職した場合は除く。)でないと本会が認めるときは、前後の退職金共済契約に係る掛金納付月数を通算することができる。

- (1) 被共済者が、負傷又は疾病により引き続き当該業務に従事することができないことによる退職
- (2) 被共済者が、別居している親族の扶養又は介護のため、やむを得ず住所又は居所を変更することによる退職
- (3) その他前2号に準ずる事情に基づく退職

第6章 過去勤務期間の通算に関する特例 (過去勤務期間の通算の申出等)

第26条 退職金共済契約の申出を行おうとする者(その者の雇用する従業員について現に退職金共済契約を締結しているものを除く。)は、その申出を行う際に、被共済者となるべき従業員の過去勤務期間〔当該申出を行おうとする者は、雇い入れられた日から退職金共済契約の効力が生じる日の前日までの継続して雇用された期間から第3条第2項各項に掲げる者であった期間を除いた期間(その期間に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)をいう以下同じ。〕の月数(その月数が120月を超えるときは、120月)を当該退職金共済契約に係る掛金納付月数に通算することを希望する旨の申出をすることができる。

2 前項の申出は、退職金共済契約の申出を行う際に同時に退職金共済契約の被共済者となるべきすべての者について行わなければならない

3 第1項の申出は、第26条の規定による退職金の額の算定の基礎となる過去勤務期間に係る掛金月額(以下「過去勤務通算月額」という。)を定めて、行わなければならない。

4 過去勤務通算月額は、当該被共済者に係る退職金共済契約の効力が生じる日における掛金月額を超えない範囲において220を限度として定めなければならない。

5 第4項の規定により定められた過去勤務通算月額は、本会が当該被共済者に係わる退職金共済契約の申出を承諾した後は変更することはできない。

(過去勤務掛金の納付)

第27条 前条第1項の申出をした共済契約者は、当該申出に係わる被共済者について、退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から5年(過去勤務期間5年に満たないときは、当該過去勤務期間の年数)を経過する月(その月以前に被共済者が退職したとき、又は退職金共済契約が解除されたときは、退職の日又は退職金共済契約の解除の日の属する月)までの掛金が納付されている各月につき、過去勤務期間の年数に応じ別表11に定める数を過去勤務通算月額に乗じて得た額(その金額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。)の毎月分の過去勤務掛金を前月末日までに納付しなければならない。

2 第8条、第9条第2項、第10条及び第11条の規定は過去勤務掛金の納付について準用する。

(退職金等の特例)

第28条 過去勤務掛金が納付されたことのある退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、次の各号により計算して得た金額の合計額とする

- (1) 第14条又は第15条に定める金額。ただし、第15条第2項第2号の掛金月額には、過去勤務掛金月額を含まないものとする
- (2) 過去勤務掛金の掛金月額について、掛金10ごとに掛金の納付があった期間に応じ別表2に定める金額
- (3) 前号にもとづいて計算した額に過去勤務掛金の完納した月の翌月から退職した月までの納付期間につき年利0.65%により計算して得た利息相当額(その金額に100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げ

るものとする。)

- (4) 過去勤務掛金が納付されたことのある退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額については、前項の規定による退職金の額と同額とする

第7章 管 理

(退職金共済の事務)

第29条 退職金共済事業に関する事務は、本会事務局において取り扱う。

(資産の運用)

第30条 本会は、掛金として払込まれた金額（その運用による利益を含む。）は、次の各号の資産として運用するものとし、かつ、これ等の資産を担保に供し、又は貸付してはならない。

- (1) 公社債
- (2) 預貯金
- (3) 合同運用信託
- (4) 証券投資信託の受益証券
- (5) 被共済者を被保険者とする生命保険の保険料

(書類の備付及び閲覧)

第31条 本会は、退職金共済事業に関する事業計画書・収支予算書・貸借対照表・損益計算書・事業報告書・附属明細書・監査報告書を事務所に備え付けて置き、共済契約者がその書類の閲覧を求めたときは、正当の理由がある場合を除きこれを拒んではならない。

第8章 退職金共済審査会

(退職金共済審査会)

第32条 本会に退職金共済審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、この規程において、審査会の権限として定めている事項について審査する。
- 3 審査会の委員は、事業主、従業員から各4名、本会事務局から1名及び学識経験者から2名を本会会長が委嘱し、委員長は委員の互選とする。

(審査請求)

第33条 共済契約者又は被共済者その他退職金等若しくは解約手当金の支給を受ける権利を有する者は、退職金等又は解約手当金の支給に関する決定について不服のあるときは、本会に対して審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求は、当該決定があったことを知った日から60日以内にしなければならない。ただし、60日を超えた場合においても特別の理由があると認められたときは、この限りではない。

3 第1項の審査請求をする者は、審査請求書を本会に提出しなければならない。

(審査会の招集)

第34条 前条第1項の審査請求があったときは、会長は、直ちに審査会を招集し、当該審査請求に係る事項について審査会に審査を依頼しなければならない。

(審査報告)

第35条 審査会は、当該審査請求に係る事項についての審査を行い審査結果を、遅滞なく、会長に報告しなければならない。

(審査決定通知)

第36条 本会は、審査会から審査結果の報告を受けたとき、当該審査請求に係る事項について審議決定するものとする。

- 2 本会は、当該審査結果を尊重しなければならない。
- 3 本会は、第1項の審査結果を審査決定通知書によりその旨を請求人に通知するものとする。

第9章 規程の変更及び廃止

(規程の変更及び廃止)

第37条 この規程は、総会の決議によって変更及び廃止することができる。

第10章 雑 則

(報告)

第38条 本会は、この規程による業務の執行に必要な限度において、共済契約者に対して報告を求

めることができる。

(届出)

第39条 共済契約者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、本会に対しその旨を届け出なければならない。

- (1) 共済契約者の氏名、名称、住所又は所在地に変更があったとき
- (2) 被共済者の氏名又は住所に変更があったとき
- (3) 共済契約者が、家庭電気器具販売業を営む者でなくなったとき
- (4) 被共済者が、第3条第2項第10号又は第11号に該当することとなったとき

(譲渡等の禁止)

第40条 退職金等又は解約手当金の支給を受ける権利は譲渡し、又は担保に供してはならない。

(退職金の返還)

第41条 本会は、偽りその他の不正行為により退職金等又は、解約手当金の支給を受けた者であるときは、その者から当該退職金等又は解約手当金を返還させるものとする。この場合において、その支給が当該共済契約者の虚偽の証明又は届出によるものであるときは、その共済契約者は連帯して返還の責を負うものとする。

(時効)

第42条 退職金等の支給を受ける権利は5年間、掛金及び過去勤務掛金の納付を受ける権利並びに掛金又は過去勤務掛金の返還を受ける権利は2年間これを行わないときは時効によって消滅する。

2 死亡退職金の支給を受ける権利を有する遺族が、先順位又は同順位者の生死又は所在が不明であるために死亡退職金の請求をすることができない場合には、その請求をすることとなった日から6ヶ月以内は、当該権利の消滅時効は完成しないものとする。

(財政計算)

第43条 この共済事業における収支計算は、適正な数理に基づいて行うものとする。

2 掛金、退職金等及び解約手当金の額は、少くとも

3年目ごとに、加入者の状況、退職金等の支給状況、資産の運用収入の推移等を基礎として再検討し、必要があるときは変更を行うものとする。

(理事会への委任)

第44条 この規程に定められていない事項については、必要の都度、理事会の議決を得て別に定める。

附 則

1 この規程は、特定退職金共済団体として所轄税務署長の承認を受けた日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和58年4月19日から実施する。
- 2 この規程の施行日前に締結した共済契約の被共済者に係る退職金等の額は、第14条第3項中「共済契約締結時の掛金月額」とあるのを「施行日前における掛金月額の最高額」と読み替えて適用した場合の額とする。

附 則

- 1 この規程は昭和61年3月5日から改正実施する。
- 2 昭和61年3月4日現在この規程に定める支給を受ける権利を有する者については、昭和61年3月5日付改正の効力は及ばない。

附 則

- 1 この規程は昭和62年4月10日から改正実施する。
- 2 昭和62年4月10日以前に退職金共済契約の共済契約者となり、改正日まで引き続き退職金共済契約の共済契約者である者及びその者の従業員である者については、第26条の規程にかかわらず退職金共済契約の加入日において過去勤務期間の月数（その月数が120月を超えるときは120月）を当該退職金共済契約に係わる掛金納付月数に通算することを平成1年4月10日までに申出ることができる。②前項の申出に伴う過去勤務掛金等の取扱いについては、第26条第2項から第

5項、第27条及び第28条の各項について、すべての規定を準用する。

附 則

- 1 この規程は平成2年10月1日から改正実施する。

附 則

- 1 この規程は平成4年4月1日から改正実施する。

附 則

- 1 この規程は平成7年10月1日から改正実施する。
- 2 平成7年9月30日現在この規程に定める支給を受ける権利を有する者については、平成7年10月1日付改正の効力は及ばない。

附 則

- 1 この規程は平成9年10月1日から改正実施する。
- 2 平成9年9月30日現在この規程に定める支給を受ける権利を有する者については、平成9年10月1日付改正の効力は及ばない。

附 則

- 1 この規程は平成11年10月1日から改正実施する。
- 2 平成11年9月30日現在この規程に定める支給を受ける権利を有する者については、平成11年10月1日付改正の効力は及ばない。

附 則

- 1 この規程は平成15年10月1日から改正実施する。
- 2 平成15年9月30日現在この規程に定める支給を受ける権利を有する者については、平成15年10月1日付改正の効力は及ばない。
- 3 給付に関する経過措置
 - (1) 加入日より平成7年9月末日までの掛金納付期間が2年以上の被共済者の給付金額は、

第14条第3項の規定に関わらず次のように計算された a、b、c、dおよびeの合算額とする。

- a 加入日から第1回給付額変更日（平成7年10月1日）の前日までの掛金月額についてその掛金1口ごとに掛金納付期間に対応し、別表9および別表10に基づき計算された給付金額に、第1回給付額変更日（平成7年10月1日）から第2回給付額変更日（平成9年10月1日）の前日までの掛金納付期間に応じて年利4.5%で付利し、第2回給付額変更日（平成9年10月1日）から第3回給付額変更日（平成11年10月1日）の前日までの掛金納付期間に応じて年利2.75%で付利し、第3回給付額変更日（平成11年10月1日）から第4回給付額変更日（平成15年10月1日）の前日までの掛金納付期間に応じて年利1.5%で付利し、さらに第4回給付額変更日（平成15年10月1日）から退職した月までの掛金納付期間に応じて年利0.65%で付利した金額
- b 第1回給付額変更日（平成7年10月1日）から第2回給付額変更日（平成9年10月1日）の前日までの掛金月額について、その掛金1口ごとに掛金納付期間に対応して定める別表8の金額に、第2回給付額変更日（平成9年10月1日）から第3回給付額変更日（平成11年10月1日）の前日までの掛金納付期間に応じて年利2.75%で付利し、第3回給付額変更日（平成11年10月1日）から第4回給付額変更日（平成15年10月1日）の前日までの掛金納付期間に応じて年利1.5%で付利し、さらに第4回給付額変更日（平成15年10月1日）から退職した月までの掛金納付期間に応じて年利0.65%で付利した金額
- c 第2回給付額変更日（平成9年10月1日）から第3回給付額変更日（平成11年10月1日）の前日までの掛金月額について、その掛金1口ごとに掛金納付期間に対応して定める別表6の金額に第3回給付額

変更日（平成11年10月1日）から第4回給付額変更日（平成15年10月1日）の前日までの掛金納付期間に応じて年利1.5%で付利し、さらに第4回給付額変更日（平成15年10月1日）から退職した月までの掛金納付期間に応じて年利0.65%で付利した金額

d 第3回給付額変更日（平成11年10月1日）から第4回給付額変更日（平成15年10月1日）の前日までの掛金月額について、その掛金1口ごとに掛金納付期間に対応して定める別表4の金額に第4回給付額変更日（平成15年10月1日）から退職した月までの掛金納付期間に応じて年利0.65%で付利した金額

e 第4回給付額変更日（平成15年10月1日）から退職した月までの掛金月額についてその掛金1口ごとに掛金納付期間に対応して定める別表2の金額

(2) 加入日より平成7年9月末日までの掛金納付期間が2年未満で加入日より平成9年9月末日までの掛金納付期間が2年以上の被共済者の給付金額は、第14条第3項の規定に関わらず次により計算されたa、b、c、およびdの合算額とする。

a 加入日から第2回給付額変更日（平成9年10月1日）の前日までの掛金月額についてその掛金1口ごとに掛金納付期間に対応し、別表7および別表8に基づき計算された給付金額に、第2回給付額変更日（平成9年10月1日）から第3回給付額変更日（平成11年10月1日）の前日までの掛金納付期間に応じて年利2.75%で付利し、第3回給付額変更日（平成11年10月1日）から第4回給付額変更日（平成15年10月1日）の前日までの掛金納付期間に応じて年利1.5%で付利し、さらに第4回給付額変更日（平成15年10月1日）から退職した月までの掛金納付期間に応じて年利0.65%で付利した金額

b 第2回給付額変更日（平成9年10月1日）から第3回給付額変更日（平成11年10月1日）の前日までの掛金月額につ

て、その掛金1口ごとに掛金納付期間に対応して定める別表6の金額に第3回給付額変更日（平成11年10月1日）から第4回給付額変更日（平成15年10月1日）の前日までの掛金納付期間に応じて年利1.5%で付利し、さらに第4回給付額変更日（平成15年10月1日）から退職した月までの掛金納付期間に応じて年利0.65%で付利した金額

c 第3回給付額変更日（平成11年10月1日）から第4回給付額変更日（平成15年10月1日）の前日までの掛金月額について、その掛金1口ごとに掛金納付期間に対応して定める別表4の金額に第4回給付額変更日（平成15年10月1日）から退職した月までの掛金納付期間に応じて年利0.65%で付利した金額

d 第4回給付額変更日（平成15年10月1日）から退職した月までの掛金月額についてその掛金1口ごとに掛金納付期間に対応して定める別表2の金額

(3) 加入日より平成9年9月末日までの掛金納付期間が2年未満で加入日より平成11年9月末日までの掛金納付期間が2年以上の被共済者の給付金額は、第14条第3項の規定に関わらず次により計算されたa、b、およびcの合算額とする。

a 加入日から第3回給付額変更日（平成11年10月1日）の前日までの掛金月額についてその掛金1口ごとに掛金納付期間に対応し、別表5および別表6に基づき計算された給付金額に、第3回給付額変更日（平成11年10月1日）から第4回給付額変更日（平成15年10月1日）の掛金納付期間に応じて年利1.5%で付利し、さらに第4回給付額変更日（平成15年10月1日）から退職した月までの掛金納付期間に応じて年利0.65%で付利した金額

b 第3回給付額変更日（平成11年10月1日）から第4回給付額変更日（平成15年10月1日）の前日までの掛金月額について、その掛金1口ごとに掛金納付期間に対応して定める別表4の金額に第4回給付

額変更日（平成15年10月1日）から退職した月までの掛金納付期間に応じて年利0.65%で付利した金額

c 第4回給付額変更日（平成15年10月1日）から退職した月までの掛金月額についてその掛金1口ごとに掛金納付期間に対応して定める別表2の金額

(4) 加入日より平成11年9月末日までの掛金納付期間が2年未満で、加入日より平成15年9月末日までの掛金納付期間が2年以上の被共済者の給付金額は、第14条第3項の規定に関わらず次に計算されたaとbの合算額とする。

a 加入日から第4回給付額変更日（平成15年10月1日）の前日までの掛金月額について、その掛金1口ごとに掛金納付期間に対応し、別表3および別表4に基づき計算された給付金額に、第4回給付額変更日（平成15年10月1日）から退職した月までの掛金納付期間に応じて年利0.65%で付利した金額

b 第4回給付額変更日（平成15年10月1日）から退職した月までの掛金月額について、その掛金1口ごとに掛金納付期間に対応して定める別表2の額

(5) 加入日より平成15年9月末日までの掛金納付期間が2年未満の被共済者の給付金額は、次のとおりとする。加入日から退職した月までの掛金月額について、その掛金1口ごとに掛金納付期間に対応し、別表1および別表2に基づき計算された給付金額

(6) 過去勤務掛金による給付額は平成15年10月1日より前にその納付が開始された被共済者については、第28条第1項第2号および第3号の規定に関わらず次により計算されたaとbの合算額とする。

a 過去勤務掛金の掛金月額について、その納付が平成7年10月1日より前に開始された被共済者については掛金1口ごとに別表10に定める金額、平成7年10月1日以降平成9年10月1日より前に開始された被共済者については掛金1口ごとに別表8に定める金額、平成9年10月1日以降

平成11年10月1日より前に開始された被共済者については掛金1口ごとに別表6に定める金額、平成11年10月1日以降平成15年10月1日より前に開始された被共済者については掛金1口ごとに別表4に定める金額

b 次に定める利息相当額

（その金額に100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）

ア 過去勤務掛金の納付が平成7年10月1日より前に完了した被共済者については前aによる掛金1口ごとの金額につき完納した月の翌月から平成7年9月までの納付期間は年利7.3%、平成7年10月から平成9年9月までの納付期間は年利4.5%、平成9年10月から平成11年9月までの納付期間は年利2.75%、平成11年10月から平成15年9月までの納付期間は年利1.5%、平成15年10月から退職した月までの納付期間は年利0.65%により計算して得た利息相当額

イ 過去勤務掛金の納付が平成7年10月1日以降平成9年10月1日より前に完了した被共済者については前aによる掛金1口ごとの金額につき完納した月の翌月から平成9年9月までの納付期間は年利4.5%、平成9年10月から平成11年9月までの納付期間は年利2.75%、平成11年10月から平成15年9月までの納付期間は金利1.5%、平成15年10月から退職した月までの納付期間は年利0.65%により計算して得た利息相当額

ウ 過去勤務掛金の納付が平成9年10月1日以降平成11年10月1日より前に完了した被共済者については前aによる掛金1口ごとの金額につき完納した月の翌月から平成11年9月までの納付期間は年利2.75%、平成11年10月から平成15年9月までの納付期間は年利1.5%、平成15年10月から退職した月までの納付期間は年利0.65%により計

算して得た利息相当額

工 過去勤務掛金の納付が平成11年10月1日以降平成15年10月1日より前に完了した被共済者については前aによる掛金1口ごとの金額につき完納した月の翌月から平成15年9月までの納付期間につき年利1.5%、平成15年10月から退職した月までの納付期間は年利0.65%により計算して得た利息相当額

オ 過去勤務掛金の納付が平成15年10月1日以降完了した被共済者については前aによる掛金1口ごとの金額につき完納した月の翌月から退職した月までの納付期間につき年利0.65%により計算して得た利息相当額

4 前項第1号a、第2号a、第3号a、第4号aおよび第5号における給付金額の計算において、適用する別表は次のとおりとする。

- (1) 共済契約締結時の掛金月額以下の掛金月額については、別表1、別表3、別表5、別表7または別表9を適用する。
- (2) 共済契約締結時の掛金月額を越える掛金月額については、別表2、別表4、別表6、別表8または別表10を適用する。

附 則

1 この規程は平成21年12月1日から改正実施する。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から改正施行する。

附 則

1 この規程は令和2年12月1日から改正実施する。

別表1 給付額表

掛金月額1口1,000円につき

加入年数	給付額	加入年数	給付額
0年	0円		
1	3,600	46年	682,800円
2	24,000	47	701,400
3	36,000	48	720,200
4	48,000	49	739,100
5	60,000	50	758,300
6	72,400	51	777,600
7	84,900	52	797,200
8	97,500	53	816,900
9	110,200	54	836,900
10	123,100	55	857,000
11	136,100	56	877,300
12	149,200	57	897,900
13	162,400	58	918,600
14	175,800	59	939,500
15	189,400	60	960,700
16	203,000		
17	216,800		
18	230,700		
19	244,800		
20	259,000		
21	273,400		
22	287,900		
23	302,500		
24	317,300		
25	332,200		
26	347,300		
27	362,600		
28	377,900		
29	393,500		
30	409,200		
31	425,000		
32	441,100		
33	457,200		
34	473,600		
35	490,100		
36	506,700		
37	523,600		
38	540,600		
39	557,700		
40	575,100		
41	592,600		
42	610,300		
43	628,100		
44	646,200		
45	664,400		

別表2 給付額表(増額分)

掛金月額1口1,000円につき

加入年数	給付額	加入年数	給付額
0年	0円		
1	12,000	46年	682,800円
2	24,000	47	701,400
3	36,000	48	720,200
4	48,000	49	739,100
5	60,000	50	758,300
6	72,400	51	777,600
7	84,900	52	797,200
8	97,500	53	816,900
9	110,200	54	836,900
10	123,100	55	857,000
11	136,100	56	877,300
12	149,200	57	897,900
13	162,400	58	918,600
14	175,800	59	939,500
15	189,400	60	960,700
16	203,000		
17	216,800		
18	230,700		
19	244,800		
20	259,000		
21	273,400		
22	287,900		
23	302,500		
24	317,300		
25	332,200		
26	347,300		
27	362,600		
28	377,900		
29	393,500		
30	409,200		
31	425,000		
32	441,100		
33	457,200		
34	473,600		
35	490,100		
36	506,700		
37	523,600		
38	540,600		
39	557,700		
40	575,100		
41	592,600		
42	610,300		
43	628,100		
44	646,200		
45	664,400		

別表3 給付額表

掛金月額1口1,000円につき

加入年数	給付額
0年	0円
1	3,600
2	24,000
3	36,000
4	48,300
5	60,800
6	73,500
7	86,400
8	99,500
9	112,800
10	126,200
11	139,900
12	153,800
13	167,900
14	182,200
15	196,800
16	211,500
17	226,500
18	241,700
19	257,100
20	272,700
21	288,600
22	304,800
23	321,100
24	337,700
25	354,600
26	371,700
27	389,100
28	406,700
29	424,600
30	442,800
31	461,200
32	479,900
33	498,900
34	518,200
35	537,800
36	557,600
37	577,800
38	598,200
39	619,000
40	640,100
41	661,500
42	683,200
43	705,200
44	727,600
45	750,300

別表4 給付額表(増額分)

掛金月額1口1,000円につき

加入年数	給付額
0年	0円
1	12,000
2	24,000
3	36,000
4	48,300
5	60,800
6	73,500
7	86,400
8	99,500
9	112,800
10	126,200
11	139,900
12	153,800
13	167,900
14	182,200
15	196,800
16	211,500
17	226,500
18	241,700
19	257,100
20	272,700
21	288,600
22	304,800
23	321,100
24	337,700
25	354,600
26	371,700
27	389,100
28	406,700
29	424,600
30	442,800
31	461,200
32	479,900
33	498,900
34	518,200
35	537,800
36	557,600
37	577,800
38	598,200
39	619,000
40	640,100
41	661,500
42	683,200
43	705,200
44	727,600
45	750,300

別表5 給付額表

掛金月額1口1,000円につき

加入年数	給付額
0年	0円
1	3,600
2	24,000
3	36,900
4	49,500
5	62,700
6	76,800
7	91,800
8	107,500
9	124,200
10	140,900
11	155,800
12	171,900
13	188,200
14	204,600
15	222,000
16	238,600
17	256,400
18	274,400
19	292,600
20	311,100
21	331,500
22	352,500
23	374,000
24	396,200
25	419,000
26	442,400
27	466,400
28	491,100
29	516,500
30	542,600
31	569,400
32	596,900
33	625,200
34	654,200
35	684,100
36	714,800
37	746,300
38	778,700
39	812,000
40	846,200
41	881,400
42	917,500
43	954,600
44	992,700
45	1,031,900

別表6 給付額表(増額分)

掛金月額1口1,000円につき

加入年数	給付額
0年	0円
1	12,400
2	24,400
3	36,600
4	49,500
5	62,700
6	76,300
7	90,300
8	104,700
9	119,400
10	134,600
11	150,100
12	166,100
13	182,600
14	199,500
15	216,800
16	234,700
17	253,000
18	271,800
19	291,200
20	311,100
21	331,500
22	352,500
23	374,000
24	396,200
25	419,000
26	442,400
27	466,400
28	491,100
29	516,500
30	542,600
31	569,400
32	596,900
33	625,200
34	654,200
35	684,100
36	714,800
37	746,300
38	778,700
39	812,000
40	846,200
41	881,400
42	917,500
43	954,600
44	992,700
45	1,031,900

別表7 給付額表

掛金月額1口1,000円につき

加入年数	給付額
0年	0円
1	3,600
2	24,000
3	36,900
4	50,500
5	65,200
6	82,500
7	100,700
8	121,000
9	142,700
10	166,000
11	185,000
12	205,000
13	226,500
14	249,100
15	269,900
16	294,300
17	319,200
18	344,700
19	370,800
20	397,300
21	428,100
22	460,300
23	493,900
24	528,900
25	565,300
26	603,200
27	642,600
28	683,600
29	726,300
30	770,500
31	816,500
32	864,300
33	913,800
34	965,200
35	1,018,500
36	1,073,600
37	1,130,800
38	1,190,000
39	1,251,200
40	1,314,500
41	1,379,900
42	1,447,500
43	1,517,400
44	1,589,500
45	1,663,900

別表8 給付額表(増額分)

掛金月額1口1,000円につき

加入年数	給付額
0年	0円
1	12,400
2	24,600
3	37,900
4	51,800
5	66,400
6	81,700
7	97,800
8	114,700
9	132,500
10	151,100
11	170,700
12	191,200
13	212,800
14	235,500
15	259,300
16	284,200
17	310,500
18	338,000
19	366,900
20	397,300
21	428,100
22	460,300
23	493,900
24	528,900
25	565,300
26	603,200
27	642,600
28	683,600
29	726,300
30	770,500
31	816,500
32	864,300
33	913,800
34	965,200
35	1,018,500
36	1,073,600
37	1,130,800
38	1,190,000
39	1,251,200
40	1,314,500
41	1,379,900
42	1,447,500
43	1,517,400
44	1,589,500
45	1,663,900

別表9 給付額表

掛金月額1口1,000円につき

加入年数	給付額
0年	0円
1	3,600
2	24,000
3	36,900
4	53,100
5	71,500
6	90,200
7	112,100
8	139,000
9	166,600
10	196,200
11	222,000
12	248,200
13	277,800
14	309,200
15	342,700

別表11 過去勤務期間に応じた乗数

過去勤務期間	乗数
1年	1.02倍
2	1.02
3	1.05
4	1.07
5	1.08
6	1.31
7	1.53
8	1.77
9	2.00
10	2.24

別表10 給付額表(増額分)

掛金月額1口1,000円につき

加入年数	給付額
0年	0円
1	12,400
2	25,900
3	40,300
4	55,800
5	72,500
6	90,400
7	109,600
8	130,300
9	152,600
10	176,500
11	202,300
12	229,900
13	259,600
14	291,600
15	326,000

(注) 1 掛金納付期間に1年未満の端数月がある場合の金額は次式により計算する。(円未満4捨5入)

$$t \text{年} m \text{月の金額} = (t \text{年の金額}) + (t+1 \text{年の金額} - t \text{年の金額}) \times \frac{m \text{月}}{12}$$

2 2口以上の場合は、別表の金額にそれぞれの口数を乗じて算出する。

規程に基づく早見表

早見表1 過去勤務掛金月額

過去勤務 年数 納付 期間 通算口数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
	1年	2年	3年	4年	5年	5年	5年	5年	5年	5年
1口	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
2	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	3,000	3,000	4,000	4,000	4,000
3	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	4,000	5,000	5,000	6,000	7,000
4	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000
5	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	7,000	8,000	9,000	10,000	11,000
6	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	8,000	9,000	11,000	12,000	13,000
7	7,000	7,000	7,000	7,000	8,000	9,000	11,000	12,000	14,000	16,000
8	8,000	8,000	8,000	9,000	9,000	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000
9	9,000	9,000	9,000	10,000	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	20,000
10	10,000	10,000	11,000	11,000	11,000	13,000	15,000	18,000	20,000	22,000
11	11,000	11,000	12,000	12,000	12,000	14,000	17,000	19,000	22,000	25,000
12	12,000	12,000	13,000	13,000	13,000	16,000	18,000	21,000	24,000	27,000
13	13,000	13,000	14,000	14,000	14,000	17,000	20,000	23,000	26,000	29,000
14	14,000	14,000	15,000	15,000	15,000	18,000	21,000	25,000	28,000	31,000
15	15,000	15,000	16,000	16,000	16,000	20,000	23,000	27,000	30,000	34,000
16	16,000	16,000	17,000	17,000	17,000	21,000	24,000	28,000	32,000	36,000
17	17,000	17,000	18,000	18,000	18,000	22,000	26,000	30,000	34,000	38,000
18	18,000	18,000	19,000	19,000	19,000	24,000	28,000	32,000	36,000	40,000
19	19,000	19,000	20,000	20,000	21,000	25,000	29,000	34,000	38,000	43,000
20	20,000	20,000	21,000	21,000	22,000	26,000	31,000	35,000	40,000	45,000
21	21,000	21,000	22,000	22,000	23,000	28,000	32,000	37,000	42,000	47,000
22	22,000	22,000	23,000	24,000	24,000	29,000	34,000	39,000	44,000	49,000

規程に基づく早見表

早見表 2 過去勤務掛金給付額 (過去勤務掛金月額 1,000 円当り)

過去勤務年数 納付期間 経過年数	1年	2年	3年	4年	5年~10年
	1年	2年	3年	4年	5年
1年	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円	12,000円
2	12,100	24,000	24,000	24,000	24,000
3	12,200	24,200	36,000	36,000	36,000
4	12,300	24,400	36,300	48,000	48,000
5	12,400	24,500	36,500	48,400	60,000
6	12,400	24,700	36,800	48,700	60,400
7	12,500	24,800	37,000	49,000	60,800
8	12,600	25,000	37,200	49,300	61,200
9	12,700	25,200	37,500	49,600	61,600
10	12,800	25,300	37,700	50,000	62,000
11	12,900	25,500	38,000	50,300	62,400
12	12,900	25,700	38,200	50,600	62,800
13	13,000	25,800	38,500	50,900	63,200
14	13,100	26,000	38,700	51,300	63,700
15	13,200	26,200	39,000	51,600	64,100
16	13,300	26,300	39,200	51,900	64,500
17	13,400	26,500	39,500	52,300	64,900
18	13,400	26,700	39,700	52,600	65,300
19	13,500	26,800	40,000	52,900	65,700
20	13,600	27,000	40,200	53,300	66,200
21	13,700	27,200	40,500	53,600	66,600
22	13,800	27,400	40,800	54,000	67,000
23	13,900	27,500	41,000	54,300	67,500
24	14,000	27,700	41,300	54,700	67,900
25	14,100	27,900	41,600	55,000	68,400
26	14,200	28,100	41,800	55,400	68,800
27	14,300	28,300	42,100	55,800	69,200
28	14,300	28,500	42,400	56,100	69,700
29	14,400	28,600	42,700	56,500	70,100
30	14,500	28,800	42,900	56,900	70,600

過去勤務掛金
納付期間中

過去勤務掛金納付期間中の給付は別表2と同一です。

過去勤務掛金完納月以降の1年未満の端数月があるときの金額は次の式により算出します。(100円未満は切上げ)

$$(t^{\#}m^{\#}の退職金) = (t^{\#}の退職金) + (t^{\#}+1年の退職金 - t^{\#}の退職金) \times m^{\#} / 12$$

(つづき)

規程に基づく早見表

早見表 2 過去勤務掛金給付額 (過去勤務掛金月額 1,000 円当り)

過去勤務 年数 納付 期間 経過年数	1年	2年	3年	4年	5年～10年
	1年	2年	3年	4年	5年
31年	14,600円	29,000円	43,200円	57,200円	71,100円
32	14,700	29,200	43,500	57,600	71,500
33	14,800	29,400	43,800	58,000	72,000
34	14,900	29,600	44,100	58,300	72,500
35	15,000	29,800	44,300	58,700	72,900
36	15,100	30,000	44,600	59,100	73,400
37	15,200	30,200	44,900	59,500	73,900
38	15,300	30,400	45,200	59,900	74,400
39	15,400	30,600	45,500	60,300	74,800
40	15,500	30,700	45,800	60,700	75,300
41	15,600	30,900	46,100	61,100	75,800
42	15,700	31,200	46,400	61,400	76,300
43	15,800	31,400	46,700	61,800	76,800
44	15,900	31,600	47,000	62,300	77,300
45	16,000	31,800	47,300	62,700	77,800
46	16,100	32,000	47,600	63,100	78,300
47	16,200	32,200	47,900	63,500	78,800
48	16,300	32,400	48,200	63,900	79,300
49	16,400	32,600	48,500	64,300	79,800
50	16,500	32,800	48,900	64,700	80,400
51	16,600	33,000	49,200	65,100	80,900
52	16,700	33,200	49,500	65,600	81,400
53	16,900	33,400	49,800	66,000	81,900
54	17,000	33,700	50,100	66,400	82,500
55	17,100	33,900	50,500	66,800	83,000
56	17,200	34,100	50,800	67,300	83,500
57	17,300	34,300	51,100	67,700	84,100
58	17,400	34,500	51,500	68,200	84,600
59	17,500	34,800	51,800	68,600	85,200
60	17,600	35,000	52,100	69,000	85,700

過去勤務掛金納付期間中の給付は別表2と同一です。

過去勤務掛金完納月以降の1年未満の端数月があるときの金額は次の式により算出します。(100円未満は切上げ)

$$(t^{\text{m月}}\text{の退職金}) = (t^{\text{年}}\text{の退職金}) + (t^{\text{年}} + 1\text{年の退職金} - t^{\text{年}}\text{の退職金}) \times \text{m月} / 12$$